

令和4年6月27日

令和4年度第3回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年6月27日（月）

午後1時30分開会～午後4時35分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届け出について

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第13号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 非農地証明願について

議案第16号 空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について

議案第17号 大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

協議（3） 令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について

協議（4） 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

2) 専門委員会

協議（1） 農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について

協議（2） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について

協議（3） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任について

5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武田俊美 委員

5番 齋藤真理子 委員

7番 布塚幸子 委員

10番 横山藏人 委員

12番 渋谷裕子 委員

14番 佐々木俊通 委員

16番 只埜和臣 委員

18番 高橋順子 委員

20番 菅原清一 委員

22番 鈴木至 委員

25番 熊谷安正 委員

4番 佐藤裕之 委員

6番 佐々木正彦 委員

8番 鈴木淳也 委員

11番 中鉢守 委員

13番 高橋英理子 委員

15番 下山信行 委員

17番 菅原まり子 委員

19番 中條泰洋 委員

21番 小野寺正晃 委員

24番 齋藤浩義 委員

6. 欠席委員 (3名)

9番 菅原ひろみ 委員

23番 佐々木 涉 委員

26番 佐々木 政直 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 中鉢 潤

主幹兼係長 北浦 邦之

再任主査 門間 道浩

主査 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 千葉 悠太

主事 大森 彬

10. 関係機関等

農林振興課課長補佐 三浦 伸一 農林振興課主事 渋谷 梨南

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和4年度第3回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

なお、佐々木会長から欠席の届出がありますので、大崎市農業委員会規則第3条の規定により、会長職務代理者が本会議の議事を総理いたします。

それでは、開会に当たりまして、大崎市農業委員会熊谷安正会長職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者（熊谷安正委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日は熊谷会長職務代理者をお願いしたいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、9番菅原ひろみ委員、23番佐々木渉委員、26番佐々木政直委員でございます。なお、1番小関芳樹委員から早退の届出がございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和4年度第3回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。21番小野寺正晃委員、22番鈴木至委員をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[業務報告]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

[報告1～3の説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまの報告1から報告3の事項に対し、確認しておきたいことはありませんか。1番委員。

1番（小関芳樹委員）

1番です。今回、正誤表による訂正の件数が多いため、正誤表の訂正によらない、出来上がった議案書を頂きたいと思います。ただ、今回、今の状態では間に合いませんので、後日発送していただきたいと思いますが局長いかがでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

局長。

事務局長（千葉晃一事務局長）

お答えいたします。今回、今までに例を見ない件数を正誤表というかたちで示させていただきました。大変申し訳ございません。チェック体制を整え、今後、正誤表を出さないように努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。（「よろしく願いします」の声あり）

議長（熊谷安正会長職務代理者）

1番委員よろしいですか。ほかございませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

本日は、議案第 17 号大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての審議のため、市農林振興課の三浦伸一課長補佐、渋谷梨南主事が出席しておりますので、議案第 17 号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 17 号、番号 1 番から 4 番までの 4 件について先に審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。6月24日金曜日、10番委員、14番委員、17番委員、18番委員、20番委員、22番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてみましたので報告いたします。

それでは、現地調査員より報告いたします。

番号 1 番を 22 番委員、報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。農振除外の番号 1 番を報告いたします。転用目的はアパート 1 棟を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑、河川に囲まれた農地で、東側に宅地、南側に畑、西側に道路を挟み河川、北側が道路を挟み宅地になります。申請地の管理状況は、野菜が作付されておりました。農用地区域から除外された場合の農地区分は、業務上必要な施設で集落に接続し設置されている第 1 種農地であり、例外的に転用を許可できるものと見てまいりました。なお、農用地区域からの除外については、農振法の要件を満たしていると思われまふ。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号 2 番、3 番を 17 番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。初めに、農振除外の番号2番を報告いたします。転用目的は、住宅と駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、住宅のそばに畑、田んぼがありますが、田んぼは、かなり段差があるところでした。周囲は、東側が畑、西側と南側が田、道路を挟んで北側が宅地です。申請地の管理状況は、畑として作付され、一部駐車場として貸しているようでした。次に、農用地区域からの除外された場合の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で原則は転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されているものであるため、例外的に転用を許可できる第1種農地と見てまいりました。なお、農用地区域からの除外については、農振法の要件を満たしているものと思われま

す。次に、番号3番を報告します。転用目的は、従業員用の駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、砂利プラントの裏手に隣接する農地、田で、東側はプラント、西側、南側、北側は田です。申請地の管理状況は、雑草繁茂しておりました。次に、農用地区域からの除外された場合の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で、原則は転用不許可だが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用を許可できる第1種農地と見てまいりました。なお、農用地区域からの除外については、農振法の要件を満たしているものと思われま

19番（中條泰洋委員）

番号4番を18番委員、報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。農振除外、番号4番を報告いたします。転用目的は、住宅を設置するものです。申請地周辺の状況は、田んぼの中の一角で、一段高い農地であり、東側と南側は田、西側は道路を挟んで田、北側は山林となっておりました。申請地の管理状況については、雑草が生えておりました。農用地区域から除外された場合の農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で原則は転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されているものであるため、例外的に転用を許可できる第1種農地と見てまいりました。なお、農用地区域からの除外につきましては

は、農振法の要件を満たしているものと思われます。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、4か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。大概、農振を変更する具体的な理由としては、近くに事務所があったり、実家があったりということですが、番号3番について確認したいのですが、プラントに当たるのがこの図面でいう南面の円筒形の建物と四角い建物がある方向がプラントになるのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

ただいまの質問についてお答えします。位置図の3ページですが、この円柱のものが建っているところがこの会社のプラントになっております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。了解しましたが、審議する際に、分かりやすい図面があるといいと思いました。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまの意見は要望事項でよろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにご
ざいせんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようでございますので、4か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第17号、番号1番から4番までの4か件について承認し、市に答申いたします。

三浦課長補佐，渋谷主事はここで退席されます。ご苦労さまでございました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について，番号 90 番から 122 番までの 33 件のうち，番号 113 番から 122 番までの 10 件が議案第 12 号，番号 93 番から 97 番までの 5 件とそれぞれ関連することから，この 5 件を議案第 12 号で併せて審議してよろしいかお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め，議案第 11 号，番号 90 番から 122 番までの 33 件のうち，議案第 12 号で併せて審議する番号 113 番から 122 番までの 10 件を除いた番号 90 番から 112 番までの 23 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

番号 105 番，106 番の 2 件については，4 番委員が関係する案件であります。この 2 件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め，議案第 11 号，番号 105 番，106 番の 2 件について，先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき，議事参与の制限により，■番委員には当該議案が終了するまで退席いただき，関係議案の終了後に入室，着席願います。■番委員，退席願います。

〔■番 ■■■■■■■■■■ 退席〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは，番号 105 番，106 番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、番号 105 番、106 番の 2 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 11 号、番号 105 番、106 番の 2 案件を承認いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■ 入室〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 11 号、番号 90 番から 122 番までの 33 案件のうち、先に審議した番号 105 番、106 番の 2 案件と、議案第 12 号で併せて審議する番号 113 番から 122 番までの 10 案件を合わせた 12 案件を除いた 21 案件について審議いたします。番号 90 番から 104 番までの 15 案件と、番号 107 番から 112 番までの 6 案件を合わせた 21 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 107 番と 108 番の事由が贈与になっていますが、これは交換とどう違うのかお聞かせください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この件につきましては、行政書士が代理で申請しており、受付の際に事務局においても交換ではないのかと伺ったところ、贈与でやりたいという申し出があり、落ち着いたのが贈与ということでございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

11 番委員、いかがですか。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。交換と贈与とでは税制上の違いがあるのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

贈与の場合は贈与税がかかりますが、1年間の控除額が、年間110万円の控除があるはずでした。また、交換の場合は等価交換ですので、基本的には税制というか名義が替わるだけで、申告はしなくてもよかったものと解釈しております。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

11番委員、よろしいですか。

〔「わかりました」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

ほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

質疑がないようですので、議案第11号、番号90番から122番までの33か件のうち、先に審議した番号105番、106番の2か件と、議案第12号で併せて審議する番号113番から122番までの10か件を除いた21か件を合わせた23か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

異議なしと認め、議案第11号、番号90番から122番までの33か件のうち、先に審議した番号105番、106番の2か件と、議案第12号で併せて審議する番号113番から122番までの10か件を除いた21か件を合わせた23か件について許可と決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号76番から97番までの22か件と、関連する議案第11号、番号113番から122番までの10か件について併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたし

ます。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは，現地調査員より現地調査報告していただきます。

番号 76 番を 10 番委員，報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 76 番を報告いたします。居宅 1 棟，駐車場 4 台分を目的とした転用です。申請地周辺は，区画整理事業で宅地開発が進んでいるところであり，周辺はほとんど宅地です。申請地は少し草がありました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから第 3 種農地と見てきて，原則転用許可できるものであります。申請地の周辺農地への影響は，雨水は U 字溝を利用し，また，生活排水は公共下水道を利用することで影響ないものとしてきました。

19 番（中條泰洋委員）

番号 77 番を 20 番委員，報告をお願いいたします。

20 番（菅原清一委員）

20 番です。番号 77 番を報告します。ブロック塀の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，四方が宅地の状態でありました。申請地の管理状況は，ブロック塀が既に建っている状況でありました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第 3 種農地と見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 78 番を 10 番委員，報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 78 番を報告します。ブロック塀の設置を目的とした転用ですが，現地調査した時にブロックは建っていました。農地区分は，居住者の日常生活に必要な施設であり，集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できる第 1 種農地と見てきましたが，既に立地しているということで皆さんの判断をお願いします。

19 番（中條泰洋委員）

番号 79 番，80 番を 22 番委員，報告をお願いいたします。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 79 番を報告いたします。建売住宅 4 棟，駐車場 12 台分，宅地分譲 4 区画，位置指定道路の設置，利用を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，宅地と道路に囲まれた農地で，東側，南側，北側が宅地，西側が道路になります。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は，業務上必要な施設であり集落に接続して設置しているため，例外的に転用許可できる第 1 種農地と見てまいりました。申請地周辺の農地への影響については，農地に面していないため問題がありません。

続きまして，番号 80 番を報告いたします。居宅 1 棟，駐車場 3 台分の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた農地であり，東側と北側が畑，南側と西側が宅地になります。申請地の管理状況は，草刈り管理がされておりました。申請地の農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから第 3 種農地と見てきました。申請地周辺農地への影響につきましては，東側と北側の畑に対してコンクリートの擁壁を設けるそうです。また，生活排水は公共下水道を利用し，土砂の流出については問題ございませんでした。以上になります。

19 番（中條泰洋委員）

番号 81 番を 17 番委員，報告をお願いいたします。

17 番（菅原まり子委員）

17 番です。番号 81 番を報告します。居宅 1 棟，車庫 1 棟の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，中山間地域の農地で，東側が畑，西側は道路を挟んで宅地，南側と北側は雑種地です。申請地の管理状況は，草刈り管理されていて良好でありました。申請地の農地区分は，中山間地域に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地と見てきて，転用許可できるものであります。申請地の周辺農地への影響は，雨水排水は自然浸透で処理し，また，生活排水は浄化槽を利用することで問題ないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 82 番を 22 番委員，報告をお願いいたします。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 82 番を報告いたします。居宅 1 棟，駐車場 4 台の設置を目的

とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地で、東側、南側、北側が畑、西側が道路を挟み宅地になります。申請地の管理状況は、草刈り管理がされておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから第3種農地と見てきました。申請地周辺農地への影響につきましては、東側と南側、北側の畑に対してコンクリートの擁壁を設け、また、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないと見てまいりました。以上になります。

19 番（中條泰洋委員）

番号 83 番と 84 番を 10 番委員、報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。初めに番号 83 番を報告します。駐車場 20 台分を目的とした転用です。申請地は、宅地や山林に囲まれております。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地である第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水対策は自然浸透で処理することで問題ないと見てまいりました。

次に、番号 84 番を報告します。駐車場 10 台分と花壇の設置を目的とした転用です。申請地は砂利が敷かれており、既に利用されておりました。集会所の駐車場のようですが、何らかの措置は必要であると思います。

19 番（中條泰洋委員）

番号 85 番を 20 番委員、報告をお願いいたします。

20 番（菅原清一委員）

20 番です。85 番を報告します。牛舎 2 棟、堆肥舎 2 棟、もみ殻置き場の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、立地として小高い場所で山林があり、宅地が点在している場所でありました。周囲は、東側と南側は道路になり、西側に自宅があり、北側は山林でありました。申請地の管理の状況は、除草管理され、一部にナガイモが作付している状況でありました。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設に供するものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺への影響については、雨水排水は自然浸透で処理し、また道路沿いにある既存の水路を利用することで問題ないと見てまいりました。

以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 86 番, 87 番を 14 番委員, 報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 86 番, 87 番をまとめて報告します。資材置き場, 仮設作業場等の設置, 利用を目的とした転用です。申請地周辺の状況ですが, 宅地に隣接する農地の一角でありました。位置図は 7 ページになり, 4 か所ありますが, 一番西側の細長い申請地から説明させていただきます。

初めに, 位置図 7 ページの一番西側の農地周辺の状況は, 東側に畑, 西側に田, 南側は道路を挟み田, 北側は畑であります。申請地の管理状況は, 既に砂利が敷かれており, 資材置き場として使用されていました。

次に, その東側隣にある不整形の申請地周辺の状況は, 東側が宅地, 西側が畑, 南側は道路を挟み田, 北側が宅地です。申請地の管理状況は, 砂利が敷かれており, テント型の作業場やクレーンなどが設置されていました。

次に, その東側隣にある申請地周辺の状況は, 東側に田, 西側と南側に宅地, 北側は田であります。申請地の管理状況は, こちらも砂利が敷かれており, テント型の作業場が設置されておりました。

最後に, その南側隣の申請地周辺の状況ですが, 東側が宅地, 西側が畑, 南側が畑, 北側が宅地であり, 申請地の管理状況は, 除草管理されておりました。

次に, 申請地 4 つの農地区分ですが, おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地であり, 原則転用不許可だが, 市街地に設置することが困難, または不適當なものとしての金属製品の加工処理工場と工場用に供するものであるため, 例外的に転用許可できるものと見てまいりました。また, 申請地の周辺農地への影響については, 雨水排水は自然浸透で処理し, 生活排水, 土砂の流出はなく問題ないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 88 番を 20 番委員, 報告をお願いいたします。

20 番（菅原清一委員）

20 番です。番号 88 番を報告します。駐車場 5 台分の設置を目的とする転用です。申請地周辺の状況は, 小集落の一部であり, 東側が道路を挟んで宅地, 西

側が宅地，南側と北側が家庭菜園的な畑でありました。申請地の管理状況は，除草管理されている状況でした。農地区分は，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できる第1種農地と見てまいりました。周辺への影響については，雨水排水は既存の東側の水路を利用し，または駐車場なので自然浸透で処理することで影響はないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 89 番から番号 91 番までを 22 番委員，報告をお願いいたします。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 89 番から 91 番を報告いたします。宅地分譲 10 区画と位置指定道路の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた農地になり位置図は 12 ページになります。

初めに，一番東側の番号 89 番から報告いたします。申請地周辺の状況は，東側，南側，北側が宅地になり西側が田になります。

次に，一番西側の番号 90 番の申請地周辺の状況は，東側が宅地，西側と北側が田，南側が畑になります。

最後に，一番南側の番号 91 番の申請地周辺の状況は，位置指定道路になり，東側が宅地，西側が畑，南側が道路を挟み宅地，北側が宅地になります。

申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから第3種農地と見てきました。申請地周辺の農地への影響につきましては，雨水排水は自然浸透による処理と既存の水路を利用し，また，土砂の流出につきましては法面処理で対応することで問題ないと見てまいりました。以上になります。

19 番（中條泰洋委員）

番号 92 番，93 番，及び番号 94 番から 97 番を 14 番委員，報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 92 番を報告します。貸し資材置き場，パイプ置場，コンクリート置場，ブロック置場，木材置場の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，宅地に隣接している農地の一角であり，東側が畑，西側が宅地，南

側が宅地，北側が雑種地となっておりました。申請地の管理状況は，防草シートが張ってあり，管理されているように見受けられました。申請地の農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，雨水排水は自然浸透で処理し，土砂の流出に関しては，東側の農地の隣地境界に土留めブロックを設置することによって問題ないと見てまいりました。

続きまして，番号 93 番を報告いたします。営農型太陽光パネル架台支柱 58 本と引込柱 1 本の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，中山間地域であり，申請地はその一角でした。周囲は，東側は原野を挟み田，西側と南側は田，北側に公衆用道路が通っていました。申請地の管理状況は，草刈り管理されていました。申請地の農地区分は，農振農用地で原則転用不許可だが，10 年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，営農型太陽光パネルということの影響はないものと見てまいりました。

続きまして，番号 94 番から 97 番を報告いたします。営農型太陽光パネル架台支柱 58 本と引込柱 1 本の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，住宅に隣接している農地の一角でありました。周囲は東側が田，西側が宅地，南側が畑，北側が道路を挟み田でありました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂していました。申請地の農地区分は，農振農用地で原則転用不許可だが，10 年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，営農型太陽光パネルということの影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、質疑を承ります。質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。番号 77 番と 78 番についてですが、もう既にブロック塀が設置されているということですが、もう少し詳しくお聞かせください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

初めに番号 77 番から説明いたします。

この件について、既に譲受人の亡くなった父が昭和 50 年頃にブロック塀を設置したものと伺っております。なぜ今頃こういう話があるのかということですが、譲渡人が直系の子供や孫がいなく、最終的に姪に相続させたい、清算したいということで、今回の申請に至ったものでございます。

番号 78 番につきましても同じような話になりますが、この譲受人の亡くなった父が、昭和 40 年頃に設置したものとことです。現在設置されているものは、平成 7 年頃に亡くなった父が設置したというものでございます。こちらにつきましては、自宅周りを測量していたところ、測量会社から隣地の測量をしてみてもどうかということで勧められ測量したところ、分筆登記を行い今回の申請に至ったものでございます。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21 番委員よろしいですか。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。つまり譲渡人の方は既にいらっしゃらないのでしょうか。ちなみに 1 つ思ったのですが、こういう場合に非農地証明とかの対応等にはならなかったのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

ブロック塀などの構築物につきましては、なかなか登記制度もないことから、20 年を超える証明を申請人の方からしてもらわなければならないのですが、その資料が用意できないということです。状況的にもう 20 年以上は経過している

と思われるのですが、非農地証明願いの特例をするための資料がないということで、転用申請をしていただいたものでございます。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21 番委員よろしいですか。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。実際はもう無断で転用しているということですが、亡くなられて現在いらっしゃらないということですので、対応としては、始末書は無理なので、顛末書等の処分も必要なのではないかなと思いますが、あとは、皆様の意見があれば聞いていただければと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま 21 番委員から、番号 77 番、78 番については、無断転用であるために、顛末書の提出が必要ではないかとの意見がありましたが、このことにつきまして皆さんから意見を頂戴したいと思います。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。再度確認をいたします。番号 77 番、78 番ともに譲受人の父が建てたということですが、番号 78 番に関しては、はみ出していたことが分かったということで、譲渡人から譲り受けるということ。番号 77 番もはみ出していることが分かったということによろしいのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号 77 番については、平成 16 年頃にはみ出していることが分かり分筆登記を行ったとのこと。いよいよ自分に身寄りがないということで、清算したいということで、この動きになったと伺っております。以上でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

これに対して、皆さんからほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、先ほど 21 番委員が提案いたしました、譲受人から顛末書の提出ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議がないようでございますので、このようなかたちで進めさせていただきます。ほかございませんか。15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。番号86番、87番についてですが、先ほど現地調査委員の方から既に資材置き場等で使用されているという報告がありましたが、もう少し詳細をお聞きしたいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号86番、87番につきましては、昨年度の農振除外の申請にも上がっていた案件でございます。経緯といたしましては、平成7年頃から平成20年頃にかけてまして砂利を敷いたり、仮設テントを建てる行為をしていたということでございます。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

暫時休憩いたします。

〔午後2時43分から午後2時52分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、再開いたします。6番委員よりこの番号86番、87番についてまとめをお願いしたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号86、87番に関しまして、現地調査委員より、既に今回の申請地3か所につきましては砂利並びに資材等々、クレーン等も設置してある旨の報告がございました。審議に入り、15番委員より詳細についての質疑があり、事務局より説明がありました。休憩を入れ、再度、15番委員より以前の経過の説明があり、11番委員並びに8番委員からは、確信犯ではないかというがあり、始末書以上の罰則はないのかというご質問もいただきました。審議を再開し、今回の審議の経過といたしましては、譲受人より会長並びに宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただき、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進

達していただくことでまとめたいと思います。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまのまとめてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。番号 84 番についてですが、こちらも既に使用されているという報告がありましたが、詳しい説明をいただきたいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号 84 番ですが、この駐車場は、既に 10 年ほど前から同じような状態になっており、譲渡人が体調を崩し、今現在、娘婿のお世話になっていることでありました。今のうちに清算したいということで今回の申請となりました。以上でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21 番委員よろしいですか。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。もう一つ確認ですが、譲受人が地縁団体というかたちで、行政の関係なのか詳しくは分かりませんが、農地だとは知らずに貸し出していたのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

農地であったことを知っていたか知っていないかは確認しておりませんが、譲渡人は善意により無償で貸していたとのことでした。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。ということは、無断で転用しているというかたちになると思います。こちらも始末書等の処分が妥当になってくると思うのですが、実際に、譲受人から当該地を貸してくれというかたちで言われたということによろしいのですか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

譲受人が行政区、いわゆる親交会のような地縁団体になっていると思うのですが、10 年前に親交会の会費から砂利代や整地代を出費しているようですので、実行者は譲受人の方となります。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21 番委員よろしいですか。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。私個人的に思うのは、この場合は農地であったことが分かっている貸し出しているということもあり、始末書を提出するのであれば、譲渡人から提出していただく必要があると思います。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま 21 番委員より、番号 84 番に対して、譲渡人から始末書を提出していただいたほうがよろしいのではないかと指摘がありますが、これに対して皆さんから意見はございますか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。数年前に、私の地区で同じようなことがあり、その時は集会所の駐車場を造ったのですが、結果的に砂利を敷いてしまった地区の代表の方、つまり譲受人になる方の代表の方が始末書を提出しております。参考意見であります。

私個人としては、譲渡人が「貸すよ」と言ったと思うのですが、譲受人が「じゃあ借ります」ということで手続に持っていけばよかったのですが、どちらが申請するか分かりませんが、譲受人が先走ったということだと思うので、やはり私は譲受人から始末書をもらうのがよいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま 11 番委員から、譲受人からもらったほうがいいのではないかということ
ことをございますが、これに対して皆さんからご意見ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議ないようございますので、この番号 84 番については、譲受人から始末
書の提出ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのようなかたちで進めさせていただきます。ほかございますか。8 番委員。

8 番（鈴木淳也委員）

8 番です。冒頭、正誤表も配られて、大変ミスが多かったようですが、この
位置図の場所がどれか、例えば位置図 7 ページ、4 か所あって、矢印が 4 つあ
り、番号が 2 件しかない。どれがどれだか分かりません。それから、位置図
12 ページも 3 筆あるはずなのに、番号が 2 つしかありません。何か事務局にお
いて人手が足りないのですか。このような略式でつくる、示すというのは、少
し議案書の中身をもう少し丁寧な示し方があると思います。位置図に関しても、
審議しやすいように改善をお願いしたいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

局長。

事務局長（千葉晃一事務局長）

大変ご迷惑をおかけしております。農業委員会において、今後システムの見
直しや導入等、いろいろ進んでいく中で、議案書の作成についても、これまで
過去から引き継いできたものの、やはり不都合な点が正直ありまして、できる
だけ早いうちに、委員の皆様にも分かりやすく示したいということで、今改善
を図っているところございます。本日、確かに正誤表もしかり、それから図
面、位置図も少し分かりにくいというか、曖昧な点についてご指摘ありました
ので、この部分については鋭意改善を進めてまいりたいと思いますので、どう
ぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

8 番委員、よろしいですか。（「分かりました」の声あり）ほかございますか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第12号、番号76番から97番までの22か件のうち、番号76番、79番から83番、85番及び88番から97番までの17か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なお、関連する議案第11号、番号113番から122番までの10か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

また、無断転用である番号77番、78番の2か件については、譲受人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

また、番号84番、86番、87番の3か件については、譲受人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第12号、番号76番から97番までの22か件のうち、番号76番、79番から83番、85番及び88番から97番までの17か件を意見相当と認め県に進達いたします。

なお、関連する議案第11号、番号113番から122番までの10か件を許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付と同時に許可証を交付するものいたします。

無断転用である番号77番、78番の2か件については、譲受人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

また、番号 84 番、86 番及び 87 番の 3 案件については、譲受人から会長及び
県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達
いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

議案第 13 号農地転用事業計画変更承認申請について番号 3 番、4 番の 2 案件
について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理人）

それでは、番号 3 番、4 番の 2 案件について質疑を承ります。質疑ございま
せんか。

[「ありません」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理人）

質疑がないようですので、議案第 13 号、番号 3 番、4 番の 2 案件について意
見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理人）

異議なしと認め、議案第 13 号、番号 3 番、4 番の 2 案件について意見相当と
認め県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画
の決定について、番号 188 番から 602 番までの 415 案件について審議いたしま
す。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理人）

番号 507 番から 510 番までの 4 案件については、21 番委員が関係する案件で
あります。この 4 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ご
ざいせんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 14 号、番号 507 番から 510 番までの 4 件について先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、
■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■■■■■ 退席〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号 507 番から 510 番までの 4 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、番号 507 番から 510 番までの 4 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 14 号、番号 507 番から 510 番までの 4 件を承認いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■ 入室〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号 188 番から 602 番までの 415 件のうち、番号 507 番から 510 番までの 4 件を除いた 411 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第 14 号、番号 188 番から 602 番までの 415 件のうち、番号 507 番から 510 番までの 4 件を除いた 411 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 14 号、番号 188 番から 602 番までの 415 件のうち、番号 507 番から 510 番までの 4 件を除いた 411 件について承認し、先に審議した 4 件と合わせた 415 件を市に通知いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 15 号非農地証明願について、番号 1 番、2 番の 2 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査員より現地調査報告していただきます。番号 1 番、2 番を 18 番委員、報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。非農地証明願に関わる現地調査の番号 1 番を報告いたします。申請地の状況につきましては、舗装されており、既に門道として利用されているようでした。20 年以上経過していることの証明としましては、門道奥に現在住んでいる家があり、昭和 23 年に建てていることが登記簿上確認されております。

次に、番号 2 番を報告します。申請地の状況につきましては、建物が建っており、宅地にはアスファルト舗装がされておりました。20 年以上経過していることの証明としましては、固定資産課税証明書により居宅が平成 7 年に建てられたものと確認しております。以上でございます。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号 1 番、2 番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第15号、番号1番、2番の2件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第15号、番号1番、2番の2件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第16号空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について番号1番、2番の2件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号1番、2番の2件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、2件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第16号、番号1番、2番の2件について承認いたします。これで、1審議事項を終了いたします。暫時休憩いたします。3時25分まで。

〔午後3時17分から午後3時25分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。

それでは、次第の8協議事項に入ります。農政の協議（3）令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の協議（３）令和４年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、農政の協議（３）令和４年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については、原案のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農政の協議（４）令和４年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の協議（４）令和４年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、農政の協議（４）令和４年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、専門委員会の協議（１）農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について協議いたします。

農地委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規程第３条第２項

の規定により、会長及び会長職務代理者を除く委員が所属することになります。よって、農地委員会の委員長並びに副委員長の互選に当たりましては、会長及び会長職務代理者を除く委員からの互選となります。

なお、互選に当たりましては座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思えます。暫時休憩いたします。

[午後 3 時 51 分から午後 4 時 3 分まで休憩]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

農地委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。事務局。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[選出結果を報告]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり、農地委員長に議席番号19番中條泰洋委員、農地副委員長に議席番号6番佐々木正彦委員を選任することと決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、専門委員会の協議（2）農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規程第4条第2項並びに第5条第2項の規定により、会長、会長職務代理者、農地委員会農地委員長及び農地副委員長を除く委員が所属することになります。よって、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選は、会長、会長職務代理者、農地委員長及び副委員長を除く委員での互選となります。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会を開催いたします。これより、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会開催に当たり、互選管理人の任命についてお諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第8条第6項の委員である中立委員の互選管理人に藤本将寛事務局次長，農業委員会等に関する法律第8条第6項以外の委員の互選管理人に中鉢潤主幹兼係長をそれぞれ任命することに，委員の承認を求めます。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ご異議がないようですので，先ほど申し上げましたとおり互選管理人を決定いたします。

なお，法第8条第6項の委員及び法第8条第6項の委員を除く委員の委員会別申合わせ定数は，大崎市農業委員会申合わせ事項に記載されているとおりであります。それでは，互選会を開催してください。暫時休憩いたします。

〔午後4時7分から午後4時17分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。互選会が終了したようなので，互選管理人より互選会の結果について報告いただきます。

なお，この報告をもって通知といたします。

初めに，法第8条第6項の委員の互選について，次に，法第8条第6項以外の委員の互選についての順で報告いただきます。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔法第8条第6項の互選結果を報告〕

事務局（中鉢潤主幹兼係長）

〔法第8条第6項以外の委員の互選結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま各互選管理人より報告がありましたが，報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって，報告のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に，専門委員会の協議（3）農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及

び副委員長の選任について協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会において、それぞれ互選をお願いいたします。なお互選に当たりましては、委員会ごとに座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思っております。暫時休憩いたします。

[午後 4 時 21 分から午後 4 時 28 分まで休憩]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。それぞれの委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。

最初に、農政委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[選出結果を報告]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、企画広報委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（中鉢潤主幹兼係長）

[選出結果を報告]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまそれぞれの委員会について事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいかお諮りをいたします。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり農政委員長に議席番号 11 番中鉢守委員、農政副委員長に議席番号 20 番菅原清一委員、企画広報委員長に議席番号 7 番布塚幸子委員、企画広報副委員長に議席番号 21 番小野寺正晃委員を選任することに決定します。

それでは、各委員長並びに副委員長より就任のご挨拶を頂戴いたします。

最初に、農地委員長の中條泰洋委員をお願いいたします。

[農地委員長 中條泰洋委員 就任挨拶]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農地副委員長の佐々木正彦委員をお願いいたします。

[農地副委員長 佐々木正彦委員 就任挨拶]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

続きまして、農政委員長の中鉢守委員にお願いいたします。

〔農政委員長 中鉢守委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農政副委員長の菅原清一委員にお願いいたします。

〔農政副委員長 菅原清一委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、企画広報委員長の布塚幸子委員にお願いいたします。

〔企画広報委員長 布塚幸子委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、企画広報副委員長の小野寺正晃委員にお願いいたします。

〔企画広報副委員長 小野寺正晃委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、各専門委員会の委員長，副委員長の皆様には、よろしくお願いをいたします。ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。局長。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

その他、事務局，委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ないようでございます。以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜り，厚く御礼を申し上げまして議長の座を下りさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和4年度第3回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時35分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月27日

会長職務代理者 熊谷 安 正

委 員 小野寺 正 晃

委 員 鈴 木 至